

期待される 司法書士像を語る

中村邦夫 氏

日本司法書士会連合会会長

昨年4月、改正司法書士法が施行され、司法書士特別研修、簡裁訴訟代理能力認定審査を経た2,989名の司法書士に簡易裁判所の訴訟代理権が付与された。新たな時代を迎えた司法書士の業務について、6月の第64回定時総会において日本司法書士会連合会の第17代会長に選出された中村邦夫氏にうかがう。

聞き手 株式会社 東京リーガルマインド代表取締役 反町勝夫



簡裁代理権を 担うための資質

反町 昨年6月、日本司法書士会連合会(以下、日司連)の第17代会長に就任された中村会長に、司法書士の新たな業務を中心にお話をうかがってまいりたいと思います。

司法書士は、国民に身近な法律家としてさまざまな業務に従事していますが、さらに昨年(平成15年)4月、改正司法書士法が施行され、新たな業務として、簡易裁判所の訴訟代理権等が加わりました。

中村 ご存知の通り、一連の司法制度改革において私たち司法書士の業法が最初に改正され、簡易裁判所の訴訟代理権等が付与されました。

反町 これまで司法書士の方々は、弁護士が足りない地方などで、苦労されながら訴訟を支援されてきたわけですね。

中村 そもそも私たちが簡裁代理権を求めた根底には、いわゆる司法過疎の問題がありました。全国には、弁護士が不足している地域が数多く存在しており、そこでは、代理権を持たない司法書士が紛争当事者と綿密に話し合いながら本人訴訟を支援してきました。長い間、先輩諸氏がそのように努力しながら、司法過疎の問題を地道に提起し続けたことが今回の法改正に結実したものとらえています。

反町 扱える訴額の上限が引き上げられるようですが。

中村 先般、裁判所法が改正されて、これまで扱える訴額が上限90万円だった

1 本人訴訟：民事訴訟において、当事者本人(原告、被告の一方または双方)が自分で法廷に出て、裁判を進行すること。裁判に提出する書面は、司法書士が依頼者と相談しながら作成し、法廷には依頼人自身が出廷する。実際に地方裁判所で半数以上、簡易裁判所では9割以上の割合で行われている。

たのですが、本年4月には140万円まで引き上げられます。

反町 弁護士は、自分たちの法律事務独占を定めた弁護士法第72条を金科玉条のごとく言っておりましたが、ついにそこに風穴が空いたということで、司法制度改革に協力してきた者として感慨深いものがあります。

中村 今後は国民の信頼にどう応えていくか、ということになります。権限を付与していただいた期待に応える仕事をして、実績を上げていかなければなりません。

反町 簡裁訴訟代理の業務をする上で研修と法務大臣の認定を受けることが条件とされましたが、司法書士にはバランスのとれた市民感覚のある、かつ意欲にあふれる優秀な方が多く、今後、訴訟の分野にどんどん参入されていくことと思います。

中村 おかげさまで昨年4月に第1回の特別研修が始まり、7月28日に認定結果が出まして、2,989名に代理権が付与されました。

反町 第1回の特別研修は活況を呈したとうかがっております。「100時間研修」と呼ばれる、かなり内容の濃い研修だったそうなのですが。

中村 約1カ月わたって100時間の研修を受けるというハードな日程でした。しかも日常業務を処理しながらですから、受講者にはかなり負担だったでしょうが、各自、目的意識を持ち、熱心に取り組んでもらえたと思います。

反町 東京の日司連ホールでの中央発信講義、グループ研修、模擬裁判など多様な形態の研修を実施されたそうですが、研修においてポイントとされたことは。

中村 本人訴訟¹を支援してきたとはいえ、訴訟代理となれば、また違った資質

が要求されます。訴訟に関する知識はもちろんのこと、それを使いこなす法廷技術が要求されます。

反町 手続法だけでなく、実体法も入りますね。

中村 もう一つ大切なのは倫理です。これについては、今般の司法書士法改正に伴い新たな倫理の確立と実践が求められることから、「司法書士倫理」を第64回定時総会に提案し、承認をいただいております(7頁・資料参照)。

反町 司法書士はこれまでの登記実務では、両方の当事者の間に立って調整される立場でした。これは双方代理の問題があると思われれます。

中村 その通りです。従来は、調整的な立場で当面の問題を解決することができましたが、訴訟代理となれば、そうはいきません。一方のみの代理人に徹するわけですから。

反町 難しいのは同じ事務所に登記事務をされている司法書士がいるケースでしょう。時折、双方代理で利益相反が問題になり、資格を剥奪される弁護士が出ますが、同じことが司法書士の訴訟代理について生じますね。

中村 目下、それが大きな課題になっていますので、掘り下げた検討をしなければなりません。ケースは千差万別でしょうから。

反町 いずれにせよ、倫理的な面も含めて、司法書士に限らず法律専門職にとって研修の重要性はますます高まってきますね。業務が高度化、複雑化していきますから、組織的で継続的な研修とともに自己研鑽を図ることが求められますね。

中村 日司連としては、これまでも研修には力を入れてきましたが、新しい分野の業務が増えていますし、時代はどんどん変わっていますから、決して従来のか

ちで十分であるとは思っていません。社会の新しい動きを受け止め、それを咀嚼するかたちで、研修のあり方については、質の面も含めて常に見直しを加えていきたいと思います。

オンライン申請の課題

反町 時代の変化ということでは、オンラインの登記申請はどこまで進展しているのでしょうか。

中村 商業登記については、ほぼシステムが出来上がっています。不動産登記も、予定通りにいけば、今年の通常国会にオンライン登記を柱とした不動産登記法の改正案が提出される運びです。ただ、一気に全国の登記所が対応するわけではなく、まず何力所かで実施することになると思います。

反町 試験的なかたちにせよ、すでに一部で実施されているのですか。

中村 それはまだです。ただ、債権譲渡登記という特殊なものについては、平成13年にオンライン申請の運用が始まりました。また登記情報は、すでにオンラインで入手できるようになっています。「インターネット登記情報提供サービス」といって、ある不動産についての権利関係を知りたいとか、登記簿を閲覧したいといったとき、まだ全国一律ではありませんが、多くの登記所においてオンラインで対応できるようになっています。それはあくまで情報提供ですが、近いうちに申請がオンライン化することで不動産登記のあり方が大きく変わることになるわけです。

反町 不動産の権利関係について不具合が生じれば大変ですから、電子署名や電子証明など技術的な面を確実なものにするには課題が少なからずあるのではないかと推察しますが、法的な

面、例えば真正な権利の存在とその表示との不一致(公示の原則)などは、どのようなシステムになるのでしょうか。

中村 紙ベースの印鑑証明が電子証明書になるといった外形的な変化はありますが、基本的な登記の申請制度の構造そのものは同じです。大事なものは登記内容の真正が保たれるということに尽きます。一つはその申請人が本当に権利を持っているその人がどうかを確認することです。そしてもう一つは、申請の内容について、抵当権の設定であれ、所有権の移転であれ、権利変動の真正を担保することです。無論、紙による申請でも同じことではありますが、オンライン申請になっても、少なくとも同レベル、むしろ高いレベルで確保したいと考えています。

反町 システムとして安心できることが不可欠ですね。

中村 政府の「e-Japan戦略」、つまり行政組織のあらゆる業務をオンライン化していく計画の一環なのですが、その中でも不動産登記はとくに技術的に困難なものといえるでしょう。単なる手続きではなく、権利関係を正確に公示するわけですから。

反町 もっとも過度に慎重になって、オンライン化のメリットに背を向ける必要はないのかもしれませんが。紙ベースの時代にも、虚偽の申請はあったわけですし、またわが国では不動産の登記には公信力が認められていませんから、不実登記を信頼した取引で権利が取得されるわけではなく、本体の権利関係によってやり直すことができるでしょう。

中村 司法書士は不動産登記制度について100年以上の伝統を有しています。オンライン申請についても、専門家として関与し、その内容をしっかり確保していかなければなりません。そのために

なすべきことは相当あるだろうと思います。

反町 例えば前の権利者やさらにその前の権利者にさかのぼって確認することで、虚偽の所有者か否か確認するといったことでしょうか。

中村 そうですね。つまり、Aさんが権利者として適正な申請権限のある人だとされるには、その人物がAさん本人であることを確認するだけでは不十分で、そのAさんが前の権利者からの正当な承継者であることを認定する。つまり、そのことについて瑕疵がないかどうか、そこまで確認してはじめて登記の内容を確保できるわけです。

少額訴訟、成年後見、ADR

反町 裁判事務については、少額訴訟制度について「少額裁判サポートセンター」を設置されたそうですね。

中村 平成14年7月に全国に50カ所ある司法書士会に設置しました。このセンターは、少額訴訟手続や簡易裁判所での取り扱う事件の相談だけを受け付けるのではなく、「少額な裁判」をきっかけとして相談者の紛争解決の糸口を見付け出すことを想定しています。さらには裁判手続の教示だけではなく裁判手続を望む相談者へは、具体的なサポートのできる司法書士の情報提供もできます。相談者の満足度を充足できればと考えています。

そして、ご存じのように少額訴訟手続は、30万円以下の金銭の請求について原則として裁判所に一回だけ出頭すれば、決着が付くという制度です。非常に需要があって、最高裁判所の司法統計年報によれば、平成10年の制度発足時は8,000件ですが、平成14年には1万

2 社団法人成年後見センター・リーガルサポート：1999年設立。約1万7,000人の司法書士のうち約3,200人が会員として参加。各都道府県に一つずつ(北海道は4つ)、計50の支部を設置し、それぞれの地域の実情を反映した活動を行っている。

3 ADR(Alternative Dispute Resolution)：裁判外紛争解決。民事紛争における裁判外紛争解決の総称、判決などの裁判によらない紛争解決方法を指す。民事調停・家事調停、訴訟上の和解、仲裁および行政機関や民間機関による和解、あっせん(斡旋)がこれにあたる。このうち、(民事)調停や訴訟上の和解は、民事訴訟手続に付随する手続として裁判所において行われるが、紛争解決の作用面に着目し、ADRに分類されることが多い。裁判による解決が法を基準として行われるのと比較すると、ADRは、必ずしも法に拘束されず、紛争の実情に即して、条理にかなった解決を目指す点に特徴がある。

7,000件の数にのぼっています。

反町 その統計の結果こそ、法律サービスの潜在的なニーズがいかに膨大に眠っていたかということの証左ですね。

中村 また今年、民事訴訟法の改正で訴額が30万円から60万円に引き上げられます。さらに需要が増すことも踏まえて、このサポートセンターのサービスをさらに充実させていきたいと思います。昨年7月にセンターをスタートして、相談件数は1万件に達するとのアンケート結果もあります。

反町 大変な数ですね。それだけ司法書士に寄せる期待が大きかったということでしょう。

中村 内容としては、敷金の返還の問題であるとか、物損の交通事故、個人同士の金銭貸借、アルバイト料を払ってもらえないといったトラブルです。今までそういった問題に直面したとき、「どこに行けばいいかわからない」、あるいは「どこかに行っても、何もしてもらえない」という状況があったということです。

反町 民事不介入から警察は取り上げてくれない。少額だから弁護士には頼みにくい。市役所の苦情窓口とか、村会議員といった地元の顔役に相談を持ち込んでいたというのがこれまでの実情だったのでしょ。

中村 司法アクセスという点からして、少額訴訟手続は素晴らしい制度です。また、手前みそになりますが、少額裁判サポートセンターも、司法アクセスの充実を考えての取り組みです。国民の皆さんには、ぜひ気軽にご相談に来ていただきたいと思います。

反町 国民の権利を守るということでは、司法書士の方々は、社団法人成年後見センター・リーガルサポート²など、成年後見制度にも熱心に取り組まれて

資料 司法書士倫理(一部抜粋)

【司法書士倫理】

- 第1章 綱 領(1条 - 7条)
- 第2章 一般的な規律(8条 - 18条)
- 第3章 依頼者との関係における規律(19条 - 38条)
- 第4章 事件の相手方等との関係における規律(39条・40条)
- 第5章 他の司法書士との関係における規律(41条 - 45条)
- 第6章 司法書士会等との関係における規律(46条 - 50条)
- 第7章 不動産登記手続に関する規律(51条 - 54条)
- 第8章 商業及び法人登記手続に関する規律(55条 - 57条)
- 第9章 供託手続に関する規律(58条)
- 第10章 裁判手続等に関する規律(59条 - 70条)
- 第11章 成年後見に関する規律(71条 - 75条)
- 第12章 その他の職務に関する規律(76条 - 79条)

司法書士倫理：司法書士法の一部改正(法律第33号)〔2002年5月7日公布、2003年4月1日施行〕に伴って策定された司法書士職務上の倫理執務規範。2002年9月に発足した倫理規範策定委員会で審議され、昨年6月に行われた第64回日司連定時総会で承認された。司法書士法の一部改正によって、司法書士は新しく簡裁訴訟代理関係業務を行うことになるが、現行の「司法書士倫理(綱領)」(昭和54年第34回日司連定時総会にて制定)では職務内容の変更に対応しきれないため、簡裁訴訟代理関係業務等に対応する新しい倫理規定を設け、国民の信頼と評価を得られるような司法書士のあり方を明示した。

出所：日本司法書士会連合会資料 (<http://www.shiho-shoshi.or.jp/inform/rinri.htm>)

いますね。

中村 「リーガルサポート」はスタートして4年になります。利用は増加傾向にあり、例えばリーガルサポートの会員が継続して受託している事件数のうち、任意後見契約の締結は平成12年には66件でしたが、それが261件になりました。会員数も着実に増え、法人後見や後見人監督人の事件の受任や、一般の方々も参加できる「成年後見人講座」を開催する等、その活動は内外にも注目されているところです。高齢化の問題がクローズアップされるとともに、成年後見制度についても理解が進んでいると思います。

反町 司法制度改革で、裁判外の紛争解決手段、いわゆるADR³が注目されていますが、これについてはいかがお考えでしょうか。

中村 司法書士が国民のさまざまな相談を受けながら物事を解決していることを考えれば、いわばその延長線上にあるものですから、私たちとしても積極的に関与していきたいと考えています。そ

して、司法制度改革推進本部からの「総合的なADRの制度基盤の整備についての意見募集」に対し、意見書を政府に提出したところですよ。

反町 ADRの分野では司法書士の方々が中心となって拡大強化していただきたいと思います。

中村 今回、簡易裁判所の訴訟代理権等が付与されましたから、その範囲の相談はできるとして、それ以外にも、成年後見の業務で派生する問題で相談があれば、専門的に扱わせていただきたいと思います。また、登記や相続に関する相談も受けられればと思います。日司連としての取り組みについての細かい詰めはこれからですが、ADRを通じて国民の役に立ちたいという気持ちでいっぱいですよ。

法人という仕組みのメリット

反町 司法書士の業務範囲が今後ますます大きく広がろうとしているわけで

すが、その一方で、人材の供給はかなり絞られています。妙な表現かもしれませんが、志望者から見た司法書士の世界は、目の前に光輝く洋洋たる未来が広がっているのに、資格試験は未だに合格率2~3%という狭き門です。そこに抜ける通路といえば、体が通るか通らないかというほど狭い。天国への道というのがあるかどうか知りません。そういう感覚ではないでしょうか。

中村 目を見張るほど、というわけにはなかなかいきませんが、司法書士試験の合格者は漸次増えています。ただ私たちは、国民の司法サービスの提供に責任を負っているのですから、単純に考えて、人が少なければ、十全に役割を果たせないということはあるでしょう。そこは十分考えていかなければならない点です。

反町 試験についてもう一つ発言をお許しただくなら、科目が少なすぎるのではないかと思います。たとえ難関でも科目が多ければ、広い知識が身に付き、合格後のための基礎的な勉強をしてい

ることになり、やり甲斐もあるでしょうが、現状としては、必死に勉強したものの、仕事に就いてからあまり有益でないという声を聞きます。科目が少ないまま難関の試験になりますと、どうしても重箱の隅をつつくような試験内容になりがちです。私たち予備校の立場からすれば、試験が容易になることは望ましくないのですが、国民の立場からすれば、司法書士が多岐にわたる法律知識を身に付けることは望ましいはずです。今回、法改正で司法書士試験の科目に憲法が加えられることになりましたが、もともと登記を中心につくられた資格制度だとしても、現実に業務が拡大しているのですから、試験科目に民法や刑法、訴訟法、司法一般を幅広く入れられてはいかがでしょうか。

中村 オールラウンドな力を付けるには、そういった観点から試験制度を見直していくことも課題のひとつですね。

反町 法科大学院構想では、年間の合格者を3,000人に増やすとしていますが、その中からドクターコースに進む人も出



れば、国家公務員を目指す人も出るでしょう。しかも今後、海外の業務が増え、そちらの業務にかなりの人手をとられるはずで、結局のところ、弁護士過疎の状況はそう大きくは変わらないと思われま。やはり司法書士の皆さんに市民のための法律サービスの分野を相当幅広く担っていただくしかありません。

中村 確かに扱う分野が拡大するので、それに応じられる優秀な人材を確保しなければなりません。若い人には積極的にこの道に入ってきてもらいたいですし、私たちもそれを受け入れたいと思います。

反町 うがった見方かもしれませんが、会の内部に人員の拡充に対する慎重論の中に、若い司法書士が増えて、仕事をとられるのは困るという意識があるとすれば、そこは法人というシステムを活用していただきたい。司法書士法の改正で、司法書士が共同して法人を設立することが認められましたが、会社を経営する立場からしますと、法人という仕組みを利用しない手はありません。司法書士も同じだと思いますが、弁護士にしても、50代も後半になってくると現場仕事はきつくなりますが、その代わり、若い人にはできない仕事ができるようになります。キャリアの蓄積による経験、人脈、信用という財産があるので、営業力を活かして仕事をとってくる。そして処理は若手に任せる。そのような分業体制が望ましいのではないのでしょうか。事実、アメリカのローファームなどは、パートナーでもシニアが仕事をとってくる。案件ごとにプロジェクトを組み、実務は若手に任せる。シニアは出来上がったものをチェックした上で、クライアントに持っていく。そのようなスタイルが一般的です。

中村 なるほど。

反町 そのほかにも法人のメリットとして、新しい分野の業務に対応するためのデータを蓄積するといったバックアップ部門をつくれることもあります。個々の司法書士が従来の仕事をこなしながら新しい法律を研究するのは大変でしょうか。

中村 それは難しいですね。

反町 若手が増えるのは、実務を任せられるスタッフが増えることであり、ベテランとしてはリーダーシップを発揮すればいい。そのように価値観の転換を図っていただければと思います。司法書士を希望する若い方は、真面目にコツコツ仕事に打ち込むタイプが多いようです。そういう人々を活かすためにも、ぜひ法人というシステムの上手な利用を考え、それによって先輩と若手の利害の相反を解消して、共栄を可能にしていきたいと思います。

中村 最終的には国民の皆さんから信頼されるにはどうすればよいかという観点から考えなければなりません。その意味で、参考になるご意見だと思います。私自身、国民の皆さんに、司法書士に頼めば、何とかしてくれるという評価をいただくには、まずは個々の資質の向上が肝要であり、そのためには狭い仲間内だけでとどまるのは、もう時代的に言って無理だという気がしています。司法書士同士の切磋琢磨があり、他の法律専門職の方々との競争がある。その中で能力に磨きをかける。流れとしては、ご指摘のような方向になっていくのでしょうか。

反町 付言すれば、司法書士は市民に頼りにされているわりに、法務省や国会議員の方々の司法書士任務への認識が足りないように感じられます。司法書士に課せられた国民の負託に答えていくための発言力という点でも、やはり数

は力です。行政書士は7~8万人、税理士が7万人ということからすれば、司法書士が4~5万人いてもおかしくないのでは。

中村 司法書士界内にもそのような意見もあります。

反町 仮に一気に増員しても、法律サービスの需要は全国あまねく存在します。司法書士が潜在する膨大なニーズに応じていくことで、日本社会は必ずよくなるものと確信しております。

中村 ご期待に添えるように尽力してまいりたいと思います。

反町 僭越ながら、受験生に代わるつもりでいろいろお願いさせていただきました。司法書士の新世紀を迎え、中村会長におかれましてはリーダーシップを発揮され、国民のため、法律サービスをいっそう拡充させていただきたいと思えます。本日はご多忙のところ誠にありがとうございました。

日本司法書士会連合会会長

中村 邦夫(なかむら くにお)

1944年生まれ。早稲田大学法学部卒業。1974年司法書士認可。1975年司法書士事務所開業。1989年~1991年東京司法書士会八王子支部長。1991年~1993年同総務部理事。1993年~1995年同総務部次長。1995年~1997年同副会長。1995年~1998年同会館建設実行委員会委員長。1999年~2003年同会長。1995年~1998年日本司法書士会連合会新司法書士会館建設実行委員会副委員長。1998年同第56回定時総会議長。2000年~2001年同司法制度改革対策本部制度改革推進室室長。2000年同登録審査会委員(現職)。2002年~2003年同司法書士倫理規範策定推進委員会委員。2003年日本司法書士会連合会会長(現職)。

読者の皆様のご意見・ご感想をお寄せください。

h-bunka@lec-jp.com